

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道沼田川流域下水道を變更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十六年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道沼田川流域下

水道

二 都市計画を變更する土地の区域

三原市本郷南六丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木局都市計画課、東広島市都市部都市計画課、三原市都市部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十六年六月二日から平成二十六年六月十六日まで